

# 重要事項説明書

2021・4・1

## 1、経営法人の名称等

- (1) 名 称 社会福祉法人 千寿福祉会
- (2) 所在地 岡山県津山市瓜生原 326-1
- (3) 電話番号 0868-26-3118
- (4) 代表者氏名 小 林 和 彦
- (5) 設立年月日 昭和 55 年 1 月 21 日

## 2、事業所の名称等

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所英田
- (2) 事業所番号 3373700016
- (3) 所在地 岡山県美作市福本 865
- (4) 電話番号 0868-74-7133
- (5) 管理者 日 笠 里 美
- (6) 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

## 3、事業の目的

事業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて適切な居宅サービスが提供されるよう、地域の各種団体と連携し支援していきます。

## 4、運営の方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮します。
- (2) 利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立を旨とします。
- (4) 市町村、美作市地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

## 5、職員の職種、員数、及び職務内容

### (1) 職員及び員数

管理者：1名（兼務）

介護支援専門員：1名以上

（利用者 35 人に対して 1 人を標準として介護支援専門員を配置する）

### (2) 職務内容

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況やその置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

## 6、営業日及び営業時間

(1) 営業日：月曜日から金曜日（但し 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）

(2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

## 7、通常の事業の実施範囲

実施範囲は、美作市（旧英田町、旧美作町）、美咲町（旧柵原町）とします。

## 8、指定居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料その他費用の額

### (1) 提供方法と内容

①居宅サービス計画の作成（サービス計画までの手順は次の通りです）

- ・自宅を訪問し利用者や家族から相談を伺います。
- ・サービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など説明し、同意を得ます。

②サービス計画の実施状況の把握に努め、目標に沿ったサービスが提供されるようサービス事業所と連絡調整を行います。また変更が必要と判断した場合は利用者と事業所双方の合意をもって変更を行います。

③給付管理票を作成し、毎月、岡山県国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

④要介護認定の更新申請、変更の代行申請

### (2) 利用料その他の費用

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。但し、介護保険料が未納の場合は償還払い扱いとなります。

居宅介護支援費に関する介護報酬の告示上の額は以下の通りです。

・居宅介護支援費（Ⅰ）（1人の介護支援専門員取扱件数が 40 件未満）

要介護 1 または 2… 10,760 円／月

要介護 3～5… 13,980 円／月

・居宅介護支援費（Ⅱ）（1人の介護支援専門員取扱件数が 40 件以上 60 件未満）

要介護 1 または 2… 5,390 円／月

要介護 3～5… 6,980 円／月

- ・ 居宅介護支援費（Ⅲ）（1 人の介護支援専門員取扱件数が 60 件以上）

要介護 1 または 2… 3,230 円／月

要介護 3～5… 4,180 円／月

- ・ 初回時の支援に対する支援費

初回加算… 3,000 円

初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合）に加算します。

- ・ 居宅介護支援事業所と関係機関等との連携に関する支援費

入院時情報連携加算（Ⅰ）… 2,000 円

利用者が病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算します。

入院時情報連携加算（Ⅱ）… 1,000 円

利用者が病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算します。

- ・ 退院、退所加算

病院、施設などの退院又は退所にあたって病院、施設などの職員と面談を行い必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合に加算します。

退院・退所加算（Ⅰ）イ… 4,500 円／月

カンファレンス以外の方法により 1 回受けていること

退院・退所加算（Ⅰ）ロ… 6,000 円／月

カンファレンスにより 1 回受けていること

退院・退所加算（Ⅱ）イ… 6,000 円／月

カンファレンス以外の方法により 2 回以上受けていること

退院・退所加算（Ⅱ）ロ… 7,500 円／月

2 回受けておりうち 1 回以上はカンファレンスによること

退院・退所加算（Ⅲ）… 9,000 円／月

3 回以上受けておりうち 1 回以上はカンファレンスによること

- ・ 通院時情報連携加算

利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてマネジメントを行う場合に加算します。

通院時情報連携加算 … 500 円／月

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算… 2,000 円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、サービスの利用に関する調整を行った場合 1 月に 2 回を限度として加算します。

- ・ターミナルケアマネジメント加算… 4,000 円

利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し主治医との助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援をした場合に加算します。

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域以外の場合については以下の額を徴収します。

- ①最寄りの公共交通機関利用運賃実費
- ②タクシーを利用した場合は実費負担
- ③自家用車を使用した場合、通常事業の実施地域を越えた地点から 1km につき 10 円

## 9、個人情報の取り扱いについて

当事業所では居宅介護支援提供のために、利用者から予め文書で同意を得た上で、個人情報を使用させていただきます。個人情報の使用にあたっては尊厳を守り、個人情報保護方針を定め遵守いたします。

### (1) 使用する目的

居宅サービス計画に基づき、サービス提供等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員や居宅サービス提供事業者及び医療機関との連絡調整等において必要な場合に使用します。

### (2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払います。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

### (3) 個人情報の内容

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ②認定調査表（特記事項含む）、主治医の意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）。
- ③その他の情報。

### (4) 使用する期間

本契約の開始から契約の終了までとします。

### (5) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。

### (6) 事業者は、在職中に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、退職後において

も保持します。

## 10、事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を取り5年間保管します。

## 11、虐待防止

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止またはその再発を防止するため、指針を整備するとともに担当者を置き、虐待防止のための委員会及び研修を定期的の実施し、職員等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、これを市町村等関係者に報告するものとする。

## 12、契約の終了

- (1) 利用者は、事業者に対して、文書により通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約の終了日の1月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
  - ② 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定された場合。
  - ③ 利用者が死亡した場合。
- (5) 事業者は、上記のいずれの契約終了においても利用者が希望する場合には利用者の指定する事業者等への関係書類（写し）の引き継ぎ、保険外サービスの利用についての行政等への連絡調整を行います。

## 13、その他運営に関する留意事項

### (1) 公正中立な支援について

利用者の意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることが出来ます。又居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を受けることができます。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸

与の利用状況は別紙のとおりです。

- (2) 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、利用者の退院時に円滑な在宅生活への移行ができるよう、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (3) 事業者は、社会的使命を充分認識し職員の資質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備します。
- (4) 事業者は利用者の居宅サービス計画等に関する諸記録を整備し、契約終了後 5 年間保管します。
- (5) サービス提供が困難な時には、他の居宅介護支援事業者の紹介、その他必要な措置を講じます。

#### 1 4、苦情の受付について

利用者からのご相談、苦情に対応する窓口を設置し、当事業所の居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた各サービス等に関するご相談、苦情を承ります。なお、営業時間外については、ロマンシティあいだ日勤者、宿直者で対応し、後日早急に対処します。

○居宅介護支援事業所英田	TEL 0868-74-7133
	FAX 0868-74-7881
(苦情受付機関)	
○美作市保健福祉部健康政策課	TEL 0868-72-7701
○美咲町保健年金課	TEL 0868-66-1115
○岡山県国民健康保険団体連合会	TEL 086-223-8811

#### 1 5、関係行政機関

- (1) 岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課  
〒708-0051 津山市椿高下 114 TEL 0868-23-1291
- (2) 美作市保健福祉部健康政策課  
〒707-0014 岡山県美作市北山 390-2 TEL 0868-72-7701
- (3) 美咲町保険年金課  
〒709-3717 久米郡美咲町原田 1735 TEL 0868-66-1115

以上

【説明確認及び同意】

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

住所 岡山県美作市福本 865  
事業所名 居宅介護支援事業所英田

令和 年 月 日

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

以下の事項について説明を受け、同意します。

(一) サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供の内容に同意します。

(二) 個人情報の保護について説明を受け、必要に応じて提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

家族又は代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_